

都道府県体育・スポーツ協会
国体 ご担当者 様

公益財団法人日本スポーツ協会
国体推進部 国体課

第 77 回国民体育大会および特別国民体育大会冬季大会における監督の
公認スポーツ指導者資格保有義務付けの取扱いについて（通知）

平素より国民体育大会等にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

国民体育大会（以下、国体）における監督への日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格（以下、指導者資格）の保有義務付けについては、平成 28 年開催の第 71 回大会（冬季大会含む）から一切の特例が廃止されております。

加えて、昨今のコロナ禍において、監督が新型コロナウイルス感染者または濃厚接触者となった場合や、所属先から国体への参加が認められないなどの事例が発生しておりますが、これらの場合でも特例措置は一切ございません。

つきましては、国体参加時の指導者資格保有状況について、確実に確認することを関係者に対し周知徹底いただくとともに、貴団体におきましても、監督選考時および参加申込時の確認の徹底と監督が急遽参加できなくなった場合に備えるようお願いいたします。

監督が指導者資格を保有していない場合、都道府県予選会、ブロック大会を含め、当該チームの参加ができませんので、十分にご留意ください。

また、都道府県競技団体に対しましても、国体における監督の指導者資格保有義務付けについて周知徹底いただきたく、併せてお願い申し上げます

なお、第 77 回大会および特別冬季大会における監督の指導者資格の取扱いについては下記をご参照ください。

記

■指導者資格を保有する者（詳細別紙参照）

指導者資格を保有する者とは、「大会参加時（都道府県予選会に申込を完了した時点から本大会終了時まで）に公認スポーツ指導者資格の登録状態が『有効』（資格が認定されている状態）である者」をいう。

※ 2022 年（令和 4 年）4 月 1 日（冬季大会は 2022 年（令和 4 年）10 月 1 日）時点で指導者資格を有し、かつ有効期限が 2023 年（令和 5 年）3 月 31 日以降であること。

※ 有効期限が 2022 年（令和 4 年）9 月 30 日の者であっても、2022 年（令和 4 年）10 月 1 日付更新登録手続きを行える者は参加が可能。ただし、所定の期限までに更新登録手続きを行わなかった場合は参加不可。

■指導者資格を保有する監督が参加できない場合の取扱い

- ・ 指導者資格を保有する監督が参加できない場合、選手のみでは参加できない。
- ・ 選手が監督を兼任する競技・種目・種別においては、兼任する監督が指導者資格を保有していない場合、当該チームは参加できない。

【本件に関する問合せ先】国体推進部 国体課
TEL：03-6910-5808 E-mail:kokutai@japan-sports.or.jp